

■ お詫びと訂正

本書をご購読いただき、誠にありがとうございます。

内容の一部に誤りがございました。

ご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

該当箇所および正しい内容につきましては、以下の PDF にてご確認ください。

Xの言い分

7 5

私は、令和~~元年~~7月30日、友人のYに、私が所有していた甲自動車を代金60万円で売り、これを引き渡しました。Yはボーナスが出たら支払うとのことでしたので、代金支払期限を同年7月15日にしました。しかし、期限を過ぎてもYは代金を支払ってくれません。そこで、代金60万円の支払いを求めます。

Yの言い分

甲自動車については、令和7年5月30日、Xから引渡しを受けました。その際、Xは私に、「甲自動車をあげる」と言いました。

ア 主張の概要

この事例では、XがYに対して甲自動車の売買代金の支払いを求めているのに対し、Yは「あげる」と言われたとして争っています。

イ 請求の趣旨

訴えの提起は、**訴状**を裁判所に提出してしなければなりません（民訴法134条1項）。そして、訴状には「当事者及び法定代理人」のほか、「**請求の趣旨及び原因**」を記載する必要があります（民訴法134条2項）。

請求の趣旨とは、訴訟における原告の主張の結論となる部分であり、原告が勝訴した場合にされる判決の主文に対応するものです。

本事例では、請求の趣旨は次のようになります。

被告は、原告に対し、60万円を支払え。

ウ 訴訟物

〔平成29年度 問題25-ウ・エ〕

〔平成28年度 問題22-4〕

訴訟上の請求は、一定の権利又は法律関係の存否の形をとりますが、その内容である一定の権利又は法律関係を**訴訟物**といいます。

原告が訴えを提起するには、訴訟物を特定しなければなりません。訴訟物の特定の仕方は、権利の性質によって異なります。

本事例では、売買契約に基づく代金支払請求権が訴訟物となります。売買

エ 請求原因

令和7

- 1 原告は、被告に対し、~~平成30~~令和7年7月20日、300万円を貸し付けた。
- 2 原告と被告は、上記1に際し、返済期限を令和7年10月31日と定めた。
- 3 令和7年10月31日は到来した。

金銭消費貸借契約の成立要件は次の2つです（民法587条）。

- ① 金銭の返還の合意をしたこと
- ② 金銭を交付したこと

これら2つの要件に該当する事実を合わせて、「貸し付けた」と表現します。

そして、消費貸借契約は貸借型の契約のひとつです。貸借型の契約には貸借契約（民法601条）や使用貸借契約（民法593条）もあります。貸借型の契約は売買契約とどのような性質上の違いがあるでしょうか。

貸借型の契約では、金銭その他の物を貸主が借主に利用させることが目的ですから、契約成立から返還までに一定の期間があることを必要とするのが一般的です。この点が、売買契約との大きな違いです。売買契約では契約締結と同時に代金の支払請求権が発生します。

したがって、消費貸借契約では貸主は一定期間その目的物の返還を請求できず、契約関係が終了した時に初めて返還請求権が発生します。

さらに、当事者間に返還時期の合意がある場合は、「消費貸借契約の終了（返還時期の合意とその到来）」も貸金返還請求権を発生させる要件になります。

オ 請求原因に対する認否

請求原因1、2は認める。

カ 弁済の抗弁の要件事実

被告は、原告に対し、令和7年10月31日、上記消費貸借契約に基づく貸金返還債務の履行として300万円を支払った。

弁済とは、債務の内容である給付を実現させる債務者その他の者の行為をいいます。この弁済によって債権はその目的を達して消滅するという効果を生じます（民法473条以下）。

きる旨の教示をしなかった場合には、そのことを理由に当該処分は違法なものとして取り消される。

- 4 誤った教示が行われ、審査庁ではない行政庁に対して審査請求書が提出された場合、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

問題15 行政不服審査法が規定する期間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

原裁判

- 1 再審査請求は、正当な理由がある場合を除き、~~原処分~~があつたことを知った日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない。
- 2 再調査の請求は、正当な理由がある場合を除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。
- 3 処分庁は、再調査の請求がされた日の翌日から起算して1月を経過しても当該再調査の請求に係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。
- 4 審査庁は、審理手続を終結したときは、速やかに、審理員意見書を作成しなければならない。

問題16 行政不服審査法における執行停止制度に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、職権で処分の執行停止をすることができる。
- イ 審査庁は、審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出された場合には、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。
- ウ 審査請求人から執行停止の申立てがあつた場合には、執行停止により